

『神社新報』にみる陵墓をめぐる論調

——仁徳天皇陵発掘計画と高松塚古墳発掘——

外池 昇

はじめに

本稿は、特に『神社新報』を対象を絞って陵墓をめぐる記事を取り上げ、その論調について議論しようとするものである。

『神社新報』の創刊号（昭和二十一年七月八日付）の「創刊の辞」（第一面）は、次のように述べる。神社関係者が諸種の問題に対して正しき認識を持ち、誤りなき態度を採ることに資するべく、ひいては一般国民の宗教的教養の糧ともなすべく、正確にして価値ある報道と各方面の識者の建設的なる主張乃至批判を掲載することを眼目とする。編輯関係者一同は新聞紙本来の任務に鑑み、最も広い立場

に立ち公平に正確に迅速に仕事を進めてゆく方針である。神職は勿論氏子崇敬者各位、及び広く宗教に関心を有せらるゝ国民各位に於かれても、我々の微哀を汲まれ、御愛顧を賜らば望外の幸である。

つまり、『神社新報』は読者の対象を「神職」「氏子」「崇敬者」、また「広く宗教に関心を有せらるゝ国民各位」と想定しているのであり、本稿で取り上げようとする陵墓をめぐる問題についても、例えば全国紙等とは異なつた論調が展開されていると考えることができる。

それでは、その全国紙等とは異なつた論調とは具体的にはどのようなものなのであろうか。陵墓をめぐる問題ということでは、例えば、公開や、調査・発掘の是非等といった事柄が思い浮かぶが、『神社新報』はこのような問題についてどのような論拠によつてどのような主張を展開したのであろうか。このことは、陵墓をめぐる議論のなかでもこれまで正面切つて取り上げられることがあまりにも少なかったといつてよい。

本稿では『神社新報』に掲載された陵墓に関する記事の内、昭和二十四年に広く議論された仁徳天皇陵の発掘計画をめぐる問題と昭和四十七年の高松塚古墳発掘、そしてその後展開された「陵墓立入り調査問題」に焦点を当てることにしたい。もちろん、これ以外にも『神社新報』には陵墓をめぐる注目すべき記事は多いのであるが、敢えてこの二つの問題に限ることによつて、『神社新報』における陵墓についての論調をより明確にすることを目指したい。

『神社新報』は、創刊以来今日まで、おおむね週一号のペースで発行されており、本稿では『PDF版神社新報』（DVD）（企画神社新報創刊六十周年記念行事発起人会、製作・著作神社新報社、製作協力神社本庁）に拠った。なお、本稿での引用は特に記す他はすべて『神社新報』である。

一 仁徳天皇陵発掘計画への反論（昭和二十四年）

昭和二十四年に展開された仁徳天皇陵発掘計画をめぐる動向については、すでに拙稿「終戦直後における陵墓をめぐる動向」（『成城文芸』第二〇九号〔平成二十一年十二月〕所収。以下前稿という）で検討し、そこで『神社新報』についても取り上げた。

前稿で述べた通り、『神社新報』が仁徳天皇陵発掘計画をめぐる動向を報じたはじめは昭和二十四年五月二日付「米考古学者の発掘慾／仁徳天皇御陵に着目／国民感情をどうするで賛否両論」（第三面）との見出しの記事であるが、『神社新報』が本格的に仁徳天皇陵発掘反対の論陣を張ったのは、同年五月九日付「陵墓の神聖を護らむ／一部新聞の暴論／異常な憤激を呼ぶ／各方面の駁論を聞く」（第一面トップ）との見出しの記事である。リードでは「ハーバード大学のライシャワー教授が世界最大の古墳（お）仁徳陵の国際的共同発掘を提案して来た、二つ返事でOKするかと思ひきやわが考古学界はこれに対する賛否の両論がある、反対論は①国民感情の上から望ましくない、②発掘しても大した資料はないの二

点ださうだが、二つとも根拠にならぬ（中略）仁徳陵は発掘すべきである、学者の良心と科学者の真理探究の神聖な態度を以て発掘しそこから古代日本文化の本当の姿を掘り出すべきだ、エジプト、ギリシヤインド、メソポタミヤ等の古墳遺跡が国際的共同発掘の事業の下に究明されどれだけ人類文化の上に貢献したか解らない、一千五百年前の文化財を地下に眠らせて置く事はわが国考古学界の昼寝を意味する」と『読売新聞』同月二十九日付の「編集手帖」を引いた上で、「各界各層に異常な憤激をさへ巻き起し、非難の声の高いものがある、別項に収録したのは本社調査による各方面の駁論である」とする。

以下、順を追って同日付の記事をみることにしたい。

「誤解してゐる読売紙／明大教授後藤守一氏」（第一面）との見出しの記事は、この前年（昭和二十三年）にライシャワー氏に対して日本側から「今迄古墳に対する行過ぎた抑圧があつたため充分古代史を明らかにすることが出来なかつた、もとより祖先の墓をあばくことは好ましくはないが学者が集まつて慎重な態度で古代史を明らかにすべきだと思ふ、それには莫大な費用がかかるので政府に対し顧問団からも助言してほしい」と述べたことはあること、また、「ラ氏から最近寄せられた手紙」の内容は「未だ読んでゐるないが、聞く所によると、一、日本の古墳発掘調査に米国学者の参加する余地ありや二、出土品のダブつてゐるものはその一つを米国に貰へるかこの二点が可能なら発掘資金を募集し得られるといった意味のことであつて、決して読売紙の伝へる如く仁徳天皇御陵の発掘を提案徳憑して来たものではない」こと、そして、「仁徳天皇の御陵発掘の話は蘭人で市川に考古学研究所を設立し、石器

時代を研究してゐるジエラード、グロードといふ人が私に相談して来たことが二年程前にあり、この時は絶対に不賛成である、日本の法律では所有者がある時は古人の墓を掘ることは禁じられてゐると答へて置いた、この話がラ氏の話と混合されてあの記事になつたのではないかと思ふ」こと、さらに、「日本考古学協会の事業の一つとして古噴^(噴)文化調査特別委員会が出来、これが五年間に亘つて日本の古噴^(噴)を調査する事になつてゐるが、勿論御陵はその対象外である」こと等を述べる。

「許せぬ信仰蹂躪／神社本庁座田教化部長」(第一面)との見出しの記事は、「仁徳天皇の御陵にはその御子孫が現存し信仰を捧げ且つこれを守護せられる継承者があるのであつて、エヂプトやインカの遺跡の如く廢趾とは根本的に違ふ、皇室に於かせられては百年毎に式年祭を行はせられ、山陵に勅使を御差遣になり嚴重な奉幣の儀を行つて居られるものであり、最近は明治三十二年九月八日に仁徳天皇千五百年祭が執り行はれたと記憶してゐる」と、現実になされている陵墓祭祀を根拠に仁徳天皇陵発掘計画反対を論じる。

「日本考古学協会／態度を決定」(第一面)との見出しの記事は、同年五月二日に明治大学で開かれた日本考古学協会委員会について、「ラ博士が仁徳陵の発掘を提案したことはなく、読売紙の誤報に訂正方を申入れる案もあつたが、今回はただラ博士の日本文化への協力を期待する旨の回答に止め」たことを報じる。

「今更ら調査の必要なし／国大図書館佐野大和氏」(第一面)との見出しの記事は、「読売紙に江上氏

(引用註、江上波夫氏)がせめて御陵の周囲の実測でもしたいと述べられてゐるやうであるが、これについては既に諸陵寮の調査があり、現在宮内府図書寮に詳細な実測図が保存されてゐる筈で、それを見れば今更調査する必要はなからう」と述べる。

「学べ治水の御事蹟／神道文化会木下専務理事」(第一面)との見出しの記事は、「特に仁徳天皇に関連して思ひ出すのは治山治水の御事業で、天皇が大溝を山背の栗隈県に掘つて田に水を注がれたり、河内に和耳池や横野堤を築かれたりして国民の福利をはかられたことは史書に明記されてゐる事実である、国土の荒廢を見るにつけ我々がかういふ方面を無視して誤つた方向に走ることがあればまことに申訳けない次第だと恐くにたへない」と、抛り所を「史書」に求めた上で終戦直後の国土の荒廢にも眼を向けた議論を展開する。

「穩当を欠く／代議士松永佛骨氏」(第一面)との見出しの記事は、「一般的に云つて単なる学問的好奇心だけで墓を発掘するとかあばくとか云ふことは甚だ穩当でない、たゞ調査することによつて葬られてゐる方の御徳を發揚し得られ多大の学問的効果があげられると確信出来る場合で、しかもその子孫が許可した時にのみ例外的に許されるものであらう」と、調査の条件として「多大の学問的効果」と「子孫」の「許可」を挙げる見通しを述べる。

「誤報も甚だし／文部省人文科学局資料課長」(第一面)との見出しの記事は、「読売の記事は事実と大分相違してゐるので驚いてゐる、日本タイムスが最初仁徳天皇陵云々を書いてそれを受けたものと思

はれるが、あゝした書き方では何だかライシヤワー氏が掘れと云つて来たように取られる、決してラ氏は仁徳天皇陵について云つて来たのではない、ラ氏としても非常な迷惑だらう、学者に掘る意思はないやうだ」と、『読売新聞』の報道に疑問を呈する。

「社説／編集手帖子に與へて／山陵冒瀆論を戒む」（第一面）との見出しの記事は、一連の『読売新聞』の報道に対する『神社新報』の全面的な反論である。ここに「編集手帖子」というのは、すでにみた、『読売新聞』同年四月二十九日付「編集手帖」の執筆者を指す。同記事は、「編集手帖」の「論旨」を「かつてペルシヤ、エジプト、インカ等の古噴^(遺)発掘の場合と同様に、國際的財力の援助を仰いで仁徳天皇御陵を發掘すれば、神秘のヴェールに包まれた古代史が明かになり、文化に寄與するところがあらう。然るに日本の考古学界が国民的感情を楯に反対するのは甚だ非科学的だ」と要約した上で、「あはれむべき哉その迷妄、愚かなる哉読売編集手帖子。今われ等が国民感情と人間理性とに促されて述べる言にしばらく耳を傾けよ」と続け、「ペルシヤ、エジプトインカ等の古跡古噴^(遺)は、國際發掘の対象となり、各国考古学者に資料を提供した」がそれには「今の世に統を嗣ぐべき後裔なく、国は亡び族は散じ、空しく陵墓のみ風雨に荒れてゐた」という事情があるとする。

また、「近き実例に見よ」として挙げられたのは、「聖ペトロの墓が二十世紀の今日に至り、羅馬ベトロ大聖堂内地下にありと推定せられた。もしこれが事実であれば初期基督教文化史はもとより、羅馬史、世界史に寄與することは多大、読売子の筆法を以てすれば当然國際發掘団の手に委ねるべきものがあら

う」とした上で、「だが聖ペトロには法統の首位権保持者として現に羅馬法王が存する。乃ちピオ十二世はこれに対して直ちに自らの権限を以て四名の専門委員を任命したが、この四名は聖職にある考古学者であるばかりか、無断公表は破門の嚴罰を以て律せられ、発掘が機微に触れるや一切の器具を捨てて手指による程敬虔な態度であると伝へられる」とし、「編集手帖子」のいう「筆法」が当たらないことを例を挙げて主張する。

そして、「隣邦支那に見よ」として挙げられたのは、「歷朝帝王の陵墓が殆んど盗掘に遭ふ中に、なぜひとり山東曲阜の孔子墓廟のみ千古の緑樹に囲まれて嚴存するのであらうか。嘗て孔子の故宅を廟に改めようとした際、壁間より貴重なる古文尚書、孝経の類を獲た例から考へれば、国際発掘団たらずともまさに食指の動くものがあらう。しかもつひに天下の盜賊もこれを窺はず、極端な唯物主義者もこれを暴かなかつたのは何故か」との問題設定のもとに、「孔子に後裔衍聖侯あり、中国国民及び道義を愛する世界の眼が存するからである」とし、やはり「編集手帖子」を攻撃する。

さらに、「今の日本は戦ひに敗れて膝を海外に屈してゐる。だが、わが敬愛する大君への思慕は消えもせず、また滅びもしない。この時この心を知らずして、只管海外資力を頼みに山陵に事を起さうと企むならば、軽卒なる読売編集手帖子の予想を越えて、国民感情が激発せずとは誰が保証し得よう」と述べ、記事を結ぶ。

同月十六日付は、「御陵発掘問題／読売紙の誤報／憤る人、胸撫でおろす人」（第二面）との見出しの

記事を載せ、リードでは「これ（引用註、『読売新聞』の一連の報道）に対し本紙では社説を以てその非を糺し、併せて各方面の駁論を掲載して読者間に感激的な共感を巻き起しつつある、既にこの事件は読売紙の誤報であることが明らかにされ、日本考古学協会の態度も決定してゐるので一切の憂は去つた」とし、すでに右にみた同月九日付「誤解してゐる読売紙／明大教授後藤守一氏」で指摘された「カトリック神父ジエラルド・グロード氏」と「ライシャワー教授」の動向について改めて記事を載せる。

以下、順を追つて同月十六日付の記事をみることにしたい。

「時評／発掘論批判／文学博士大場磐雄」（第二面）との見出しの記事は、この問題を信仰と科学の問題として捉え、この両者の相克を克服する見通しについて、「もしも古来信仰の対象とされてゐる品々をどうしても見たい場合は、それに相応はしい態度を以て臨むべきだ。これを見せる人も見る人も一応の礼儀を尽すべきであつて、物珍らしがりやとか秘密を発かうとする人に対しては拒否すべきであると信ずる。従来信仰の対象となつてゐる品に対しては国宝の指定も遠慮してゐた。又神職には拝観に対する特別な規定があつた筈である。拝観する人もそれだけの心構へと手続きをとることが古人に対する道徳的観念上からは当然であり、それがやがて日本人の礼儀に適つた態度であると信ずる」と述べる。

「発掘論に與せず／カトリック新聞松風編輯長談」（第三面）との見出しの記事は、「後世にその死者を聖人に列するために古墳を掘ることがある、これは聖人に列するための種々の條件を証明するために必要なのであつて例へばザベリオの墓の如きは数回も掘られてゐる様であるがそれはその度にいよいよ

その徳をたたへ、より立派に手厚く葬るためのものである従つてカトリックで行ふ墳墓の発掘は科学的興味などによつて発掘するものでなく科学者のそれとは全くその本質において異なるものがある」と、カトリックにおける墳墓の発掘のあり方について述べる。またグロード神父については、「同神父は日本の歴史について独得^(特)の見解を有する人でありこの歴史研究上の学問的興味から発掘論を主張してゐるのであらうが、我々は同神父の日本歴史観を支持してゐる訳でもなく又神父の仁徳陵発掘論が神父のカトリック的立場から主張されてゐるものと思つてゐない」とする。

「誰が乾すラ博士の濡れ衣／敬神婦人会稲村常任委員談」(第二面)は、冒頭で「尊慕と追憶にみちた御陵を発掘するなどとは、生体解剖事件よりも国民感情を刺戟する問題でせう」とし、ライシャワー博士が御陵の発掘を提案する訳はないとした後で、「そののち後藤教授のお話を伺ひ、また神社新報上の皆様の意見を綜合して、ライシャワー博士は一度もそんな提案をなさつた事がないのを知りました、日本の考古学界で古墳調査の企画があるといふ事を聞かれ、それなら費用の援助をしようと思はれたままで、日本側で仁徳陵の事など夢にも考へぬ以上、ラ博士がそんな提案をされる筈はなく、結局は読売紙が錯誤記事を土台に論説を書いた事が解りました」と、『神社新報』筋の情報を抛り所に『読売新聞』の報道に異を唱える。

同年九月十九日付「仁徳陵等墳墓の／綜合的研究」(第二面)との見出しの記事は、「仁徳天皇御陵の発掘問題は今春読売新聞の誤報により大きな衝撃を興へたが、今回これらの経緯とは別個に、仁徳天皇

御陵はじめ、奈良市西郊の御陵群が古墳調査五ヶ年計画の一環として調査されることになった」と述べ、「日本考古学協会上代墳墓総合的研究特別調査委員会」（委員長京都大学梅原教授）について「外部の輪かく及び構造からは時代史的考察をなし大陸との関連や日本国形成のカギを見出さうとするもの」とし、「本年五月頃から文部省を通じて折衝を受けてみた宮内庁でも、あくまで外郭調査であるといふ点を諒として英断を下した」と、日本考古学協会・文部省・宮内庁間での「折衝」の大筋について報じる。

ここで、仁徳天皇陵発掘計画についての『神社新報』の論調を小括しておきたい。全体に、仁徳天皇陵発掘計画に批判的であることは明らかであるが、その議論の内容は決して一様ではない。

まず、天皇による祭祀がなされていることを根拠にしての議論である。次いで、『読売新聞』の報道が「誤報」であるとの批判である。さらに、すでに諸陵寮によってなされた調査の成果を利用すれば充分研究ができるという見解である。もちろんそれぞれの議論はいずれも独立したものであつて一括りにできる性質のものではないが、ここで敢えてその大枠をたどってみると、おおむね、天皇陵は天皇による祭祀が今日なお継続的になされており、信仰の一環としての発掘や被葬者の名誉を傷つけず大きな学問的成果を挙げられ子孫も許可した場合には例外的に認められるが、信仰の対象となつているものを見た場合は礼儀や心構えが求められるのであつて、そうでない場合には拒否するべきである、というものといえよう。

二 高松塚古墳発掘（昭和四十七年）

昭和四十七年四月十日付「陵墓の学術調査考へられぬ／＼皇室祖先の祭祀の場」／宮内庁、文化庁が公式見解」（第二面）との見出しの記事は、同年三月の高松塚古墳の発掘を機に歴史学者・考古学者が天皇陵等の発掘・学術調査を望む声があがっていること、自由民主党の総務会でも「学術研究の立場から文化庁と宮内庁が話し合って発掘調査を積極的に行ふべきだ」と申し合わせたことを背景に、同年三月三十日の衆議院内閣委員会における木原実委員（日本社会党）の質問に対して宇佐美宮内庁長官が「陵墓は天皇、皇族のお墓であり皇室の祭祀の場であつて、精神的な意味の強いところである。発掘などは到底考へられない。ただ修理のときなど特別な場合は専門学者に依頼、慎重に調査し、その結果を学会に出してゐるケースもある。陵墓参考地のやうな場合、公共上どうしても移転の必要があるときはお祭りをした上、発掘して場所を移した例もある」と答弁したこと、同月三十一日の文化財保護審議会がこの問題を検討した結果、「陵墓は学術調査をしない。また史跡指定の必要もない」ことを公式見解として決定し、その理由として文化庁では、「①陵墓は天皇家の祖先の墓であり、たとへ学術調査でもそれを発掘し、あばくやうな形になるのは子孫のお気持ちとして忍びがたいと思はれる。そのお気持ち

を尊重するべきである。②管理してゐる宮内庁が修理をかねて発掘調査した場合、その学術的な成果は『書陵^(部)紀要』(報告書)として公表されるので、改めて学術調査する必要はない。③宮内庁の管理が十分なので、史跡指定の必要はない」ことを挙げ、「陵墓に附属する『参考地』や『陪塚』のうち宅地の開発などで荒廃がいちじるしいものは、従来どほり史跡に指定する方針である」とする。その上で「参考地・陪塚には『史跡』も」との見出しで、陵墓参考地・陪塚の史跡指定の例として城山古墳(大阪府南河内郡美陵町)・丸山古墳(橿原市)を挙げ、三月三十一日に墓山古墳(羽曳野市)が新たに指定されたことを述べる。

同日付「論説／御陵発掘調査の論を排す」(第二面)との見出しの記事は、天皇陵の公開・調査を求める論調、中でも『読売新聞』昭和四十七年三月三十一日付に掲載された草柳大蔵氏による談話⁽³⁾に対して、「もちろん、学術研究は不必要などといふのではない。しかし祭祀・信仰に関することは、人間にとって学術研究以上に大切な精神の問題である。神社の御神体を学術調査の対象たらしめることを、神社人が許しうるかどうかを考へただけでも、それは自明であらう。宮中神器に関する『御霊』の御製のことを承はるにつけても、そこには決して公開すべからざる神秘の存在をわれわれは知る」、「たとひ非文明といはれようと未開発国家といはれようと、皇室を中心と仰ぐ日本国民として、現に厳肅な祭祀が脈々と守りつづけられてゐる御陵墓を単なる科学主義による好奇の対象とするときは、断じて許せることではない」と述べる。さらに、「例へば、新左翼のアイドルといはれる吉本隆明である。かれ

は、かねて『天皇（制）無化』論を主張してゐるが、その『無化』の手段の一つとして、この御陵の発掘調査を提案してゐる。かれはいふ、『わが列島の歴史時代は数千年をさかのぼることができるのに、（天皇（制））の歴史は千数百年をさかのぼることはできない。この数千年の空白の時代を掘りおこすことのなかに（天皇（制））の宗教的支配の歴史を相対比^{（マ）}すべきカギはかくされている』（天皇および天皇制について）と。そして『その空白の時代を掘りおこすために』、宮中祭祀の徹底的公開・沖繩の民俗学的考古学的研究調査の徹底的推進とともにこの『天皇陵と称せられているものの徹底的な発掘と調査』を実施すべきだといふ」と吉本隆明の議論を引きつつこれを強く否定し、「御陵の問題は、そのまま国体の問題であり日本国民の国体思想の問題であることを、われわれは知るべきである」と結ぶ。

同年五月一日付「国会審議で再び問題化／陵墓発掘問題／発掘反対決める／自民党内閣部会／衆院文化財保護小委は／“天皇の御意思聞け”」（第一面）との見出しの記事は、同年四月二十日の自由民主党調内閣部会（鯨岡兵輔会長）での議論を伝える。

同記事は、自由民主党政調内閣部会でまとめられた「見解」について「陵墓は現在『皇室御祖先の祭祀が厳におこなはれてゐる場である』との見地から、①日本国民の象徴たる天皇家の祖先の陵墓は、學術的調査の名をもってしても、みだりに発掘すべきでない。また②陵墓の修理等は万全を期すべきであるが、その際、文化庁と連携をとってやる必要がある」とした後で、「同会議（引用註、自由民主党政調内閣部会）ではまづ、陵墓発掘調査の論議が沸騰した経過とともに、国会審議の場で数回問題となつ

た事実関係について安達文化庁次長と並木宮内庁書陵部長がそれぞれ報告」したとし、文化庁と宮内庁による報告の内容を述べる。これによると、文化庁による説明については、「陵墓問題に対する文化庁の方針は、三月三十一日の文化財保護審議会の結論『皇室祖先の祭祀の場である陵墓は、宮内庁の管理が充分におこなはれてをり、学術調査や史跡指定の必要はない』。『しかし陵墓参考地や陪塚等、その周辺が民間の所有地であつて開発等のため荒廃するおそれのあるものは、従来通り史跡に指定し保存する』考へだと説明して諒承された」とし、宮内庁による説明については、「並木部長は四月十三日の衆院文教委・文化財保護小委員会における与野党議員の質問点を報告。特に『科学者天皇の御意思を聞け』と迫られたが、その際の一部新聞の報道は事実と反する。私としては『長官を通じてお取次ぎする』旨を答へただけ、と釈明。また宮内庁の方針は三月三十日の衆院内閣委で宇佐美長官が言明した通りだ（本紙千二百三十二号参照⁴）として、現在式年祭等の祭祀が厳におこなはれてゐる事実を説明しつつ『陵墓の発掘調査は考へられぬ』と強調した」とする。

その後同会議では、「陵墓の管理保存を技術的に完全なものとする積極的な方法を講ずる策は考へられないか」等の意見や、「学術的、興味本位の調査発掘と同時に、その背後にある思想的な問題も警戒する必要がある」との指摘もあった、とする。

さらに、「本庁（引用註、神社本庁）は宮内庁に要望／神政連は国会議員懇動かし／民族派の諸団体も」（第一面）との見出しで、日本主義学生連合（大原康雄委員長）等による「抗議の要望書」の宇佐

美宮内庁長官への提出を報じつつ、神社本庁による「要望書」を載せる。次の通りである。

要望書

最近、高松塚古墳から彩色壁画の発見されたのを機に、一部の歴史学者や考古学者より御陵墓の学術調査の論が再び起り、去る四月十三・十四日には、国会に於てさへ此の問題が議題として取上げられてゐますことは、まことに由々しい大事であつて、良識ある国民の憂慮に堪へないところであります。

これにつき、既に三月三十日の衆議院内閣委員会に於ける意向に対して、貴長官より毅然たる御見解が示され、次で同三十一日の文化財保護審議会の結論にも、学術調査を行はない旨の発表がありましたので、それにより一応安心致して居つたのであります。

然るに、其の後もなほ本件の論議が執拗に継続され、昨今の報道機関の論調は、かりにも興味本位で行はれてはならないとしながらも、考古学的データを積上げ、その現代史に通ずる意義を見出すために学術調査をせよ、との主張をしてをります。これらの論調には、御陵墓の持つ祭祀の重要性に対する認識は全く見られず、それでは、これまでの学術調査と同じく、「生きてゐる御陵墓」に対しても、単なる遺蹟・遺物に対する態度にしか過ぎぬものと言はざるを得ません。

御陵墓は、畏くも皇室の御祖靈祭祀の場であることを第一義とすべきは申すまでもありません。も

しも、學術調査の偽装美名の下にこれが調査を許可せられることがあるならば、それは最早、第一義の「祭祀の場」たる意義を完全に失する事態となることは明白であります。

以上の理由により、何とぞ今後とも、貴見を固守堅持せられ、民族崇敬の根幹たる皇室の祭祀の尊厳性を、あくまでも顕現せられますよう、ここに要望致します。

昭和四十七年四月二十日

神社本庁統理 佐佐木行忠

宮内庁長官 宇佐美 毅 殿

同紙面はこの論調に合わせて、昭和四十四年六月三日の神功皇后陵での「正辰祭」の写真を載せる。

ここでみた『神社新報』の論調は、高松塚古墳が発掘調査され文化財としての価値が認められていくのと同時に展開された、陵墓の発掘調査を促す議論への反論として位置付けることができる。

三 「お墓は大切にしなければ…」

さて高松塚古墳発掘をめぐることは、『神社新報』ならではの記事がある。直接陵墓をめぐる動向に触れたものではないが本稿の視点からは興味深い記事であり、ここでみることにしたい。

昭和四十九年三月四日付は、「お墓は大切にしなければ：『怨霊』に震へる関係者／高松塚発掘が引起した一つの問題」（第三画）との記事を載せる。リードは「一昨四十七年の三月、奈良県明日香村で発見された高松塚古墳は、古代史家ばかりでなく国民から大きな驚きをもってむかへられ、内部の壁画は歴史的にも美術的にも価値が認められて、近く国宝に指定されるといふ。ところがこの古墳発掘の関係者がその後つぎつぎと怪死、エジプトの『ファラオの呪ひ』ならぬ『高松塚の怨霊』ではないかと、明日香村の住民だけでなく多くの人たちを震へあがらせ、いま大きな話題になつてゐる」とし、一般に注目された考古学・古代史といった学術からの側面とはまた異なつた視点から高松塚古墳発掘について、「関係者がつぎつぎに変死」「骨も大学からとり返し祭る」「『ファラオの呪ひ』の先例」「発掘の前に鄭重に慰霊祭」の見出しに分けて述べる。

「関係者がつぎつぎに変死」では、文化庁と折衝して発掘費用を予算化した明日香村観光課長が高松塚古墳発掘から二か月目に肺ガンで病死したこと、高松塚古墳の近くのみかん農家が発掘直後に病気が悪化して亡くなつたが、耕作中に誤つて塚のへりに鍬を入れたのでたたられたと地元では専ら噂されていること、昨年（昭和四十八年）高松塚古墳がある部落の総代が村の寄合の帰途交通事故で亡くなつたがその二十一日というのは月こそ違つが高松塚古墳が発見され暴かれた日にあたり「怨霊」の噂が明日香村の住民に拡がったこと、発掘調査団に家を提供した人が屋根の修理中に転落しけがをしたのも「高松塚の怨霊」なら、五年前に高松塚が古墳であることを証明した人が農薬自殺したことまで「あれ

も怨霊ではないか」とますます恐れられるようになったこと、今年に入って文化庁の委員で高松塚古墳の壁画復元の模写を続けていた日本画家が同じ模写グループの新年の初会合の帰途に乗用車にはねられて亡くなったことを述べる。

「骨も大学からとり返し祭る」では、高松塚古墳は昔から白蛇の神が住み近寄つたらたたりがあるとの伝説があり、村人もふだんから近寄らなかつたこと、墓の内部に葬られていた人骨の一部が「学術調査のため」と称して大阪市立大学の研究室に持ち去られほこりをかぶつたままであつたこと、発掘関係者の変死が続いたため住民が怨霊を鎮めようと人骨の返還を求め、「学者がいつまでも研究所にお骨をほつとくのは無謀なことで、早くもとに戻してちゃんとお祭りしてほしい」との声で、一応人骨は桜井市初瀬の長谷寺に移されたことを述べる。

『「フアラオの呪ひ」の先例』では、ツタンカーメン王の墓の発掘の際に二十三人の犠牲者が出た「フアラオの呪ひ」について述べつつ、「高松塚古墳発掘の怨霊」は地元住民だけでなく各方面でもいわれるようになり、「学術調査といふ大義名分のもとに死者への礼を欠いた態度で墓があばかれ、『慰霊祭もせずに掘つたからだ』といふ非難になつてきてゐる」と述べる。

「発掘の前に鄭重に慰霊祭」では、広島県福山市のゴルフ場建設に際して古墳群がみつきり発掘調査に先立って慰霊祭を斎行した例を挙げつつ、「『高松塚の怨霊』を契機に、祖先の霊を大切にしなければならぬといふ態度が、発掘関係者や発掘を指導する地方自治体、教育委員会にも出て来るやうになつ

てゐる」と述べる。

ここで『神社新報』が主張しようとするのは、個々の事実関係というよりは、古墳の発掘に「学術調査」としての面よりも重んぜられるべき面があることを「怨霊」と関連づけて指摘することとすることができる。

これに関連していえば、マルコ山古墳（明日香村）の発掘調査に先立って行なわれた「鎮魂法要」「慰霊祭」について『神社新報』が報じていることは注目される。

マルコ山古墳は、昭和五十二年三月二十二日から第一次の発掘調査が、翌昭和五十三年二月十七日から第二次発掘調査が開始された。

昭和五十二年三月二十八日付「マルコ山古墳でも鎮魂法要」（第一面）との見出しの記事は、第一次マルコ山古墳発掘調査に先立つ三月二十日に古墳の前で「鎮魂法要」が行なわれたことを述べ、「高松塚古墳の発掘の際には、発掘にたづさはった関係者がつぎつぎに変死し、＼たたり＼説がおこつてゐたことから、こんどの発掘にはまづ被葬者の霊を慰めようとしておこなはれたもの」と説明する。そして当日は、明日香村岸下前村長、同愛水現村長、調査主任網干善教関西大学教授ら関係者四十人が参列し、「関係者は真剣そのもので、僧侶の霊を慰める読経の流れる中を、調査の成功と安全を祈った」ことを報じる。

昭和五十三年二月二十七日付「発掘に先立って被葬者の慰霊祭行ふ／マルコ古墳村長らが焼香して」

(第一面)との見出しの記事は、第二次マルコ山古墳発掘調査に先立つ二月十七日午前十時にマルコ山の南側のみかん畑に祭壇をしつらえて「被葬者の慰霊祭が仏式により営まれ」たことを述べた。そして、「調査は明日香村を主体に文化庁県教委、樞原考古学研究所のメンバーで組織した『マルコ山古墳調査委員会』(会長・愛水典慶村長)があたるが、前回の高松塚発掘の際には、発掘に関係した人たちがつぎつぎに変死した事件があつて、そのご村が主催して慰霊祭をとりおこなふなどのこともあつた。今回は被葬者の「たたり」をおそれ、発掘にさきだつて慰霊祭をおこなつたもの」と説明する。そして当日は、「僧職の篁園超誓・前同村教育長が導師となつて慰霊祭が営まれ、愛水村長はじめ調査主任の網干善教・関西大教授、学生ら発掘関係者約六十人が参列、焼香した」ことを報じる。

『神社新報』の主張はここに明らかである。その文化財としての側面ばかりが強調され、「慰霊祭」も行なわずになされた高松塚古墳の発掘調査をめぐる一連の動向に対する根本的な疑問である。

四 「陵墓立入り調査問題」

『神社新報』は、高松塚古墳発掘以降の動向について、陵墓発掘をめぐる問題との関連でよく記事を載せる。

昭和四十九年三月二十五日付『『陵墓発掘は不同意』／衆院予算委での質問に／瓜生次長(宮内庁)

が答弁」(第一面)との見出しの記事は、同年三月五日の衆議院予算委員会における小林進議員(日本社会党)の「歴史的に重要な問題を提起してゐる皇室陵墓発掘の問題は、皇室の尊厳や国民感情に反しない程度で協力してはどうか」との質問に、瓜生宮内庁次長が「陵墓は皇室の御祖先のお墓で、今も敵にそこでお祭りがおこなはれてゐる。さうしたお墓を発掘するといふことについては、さうした方の静安を維持してお祭りしていくといふ点から見て、われわれとしては同意しかねる。古墳の発掘については、それはもう死んでゐる墓と、文部省の文化財保護委員会ではいつてゐるが、生きてゐる墓といふものは大事にすべきだと考へてゐる」と答弁したことを載せる。

昭和五十四年八月六日付「〃陵墓の発掘認めぬ[〃]宮内庁」として、高松塚古墳発掘以降、稲荷山古墳出土の鉄剣の記事は、「学術のための発掘認めぬ／宮内庁」として、高松塚古墳発掘以降、稲荷山古墳出土の鉄剣の銘文や太安萬侶の墓誌の発見をきっかけに史学者の間に「古代の御陵墓の発掘調査をのぞむ声」が高まり、昭和五十一年五月には日本考古学協会ら十団体が「御陵墓の公開」を要望、昭和五十三年三月には文化財保存全国協議会ら各学会代表が仁徳天皇陵など四古墳群、十六陵の調査要望をし、昭和五十四年六月十日には大阪府堺市で開かれた文化財保存全国協議会の第十回大会で「①陵墓に指定された古墳を周濠周庭を含めて史跡に指定し保存、公開を保証す^{(る)能}」②外形を観察するため墳丘内に研究者が立ち入ることを認める③一般市民らの見学を許可する④宮内庁の関係資料を全面的に公開する」の四項目を宮内庁・文化庁に要望することを決め、文書で申し入れをし、これに対して神道政治連盟(額賀大興会長)

は皇室の尊厳を守る立場から宮内庁長官に「要望書」を提出し、今後とも「御陵墓」を発掘することのないよう申し入れたことを述べる。そしてこの「要望書」に対して宮内庁当局は「御陵墓は祭祀を継承してゐる古墳であり、学術のための発掘は考へてをらず、今後も発掘の意思はない。災害等による御陵墓の修復に際し宮内庁の係官が調査をおこなつてゐるが、これは学問的目的ではないので調査内容を発表する意思はない。ただ御陵墓の拝観については、周濠の内側まで届出で特に認めた者のみ許可してをり、拝観者には拝礼の指導もおこなつてゐる」（児嶋陵墓課長）⁶と述べたことを載せる。

同月二十日付「修理の際専門家が調査し結果は発表」／陵墓問題に関して／宮内庁当局者が言明（第一面）との見出しの記事は、右にみた同月六日付の記事をうけつつ児嶋陵墓課長が「今後も御陵墓を学術的対象として公開する意思はない。拝観も周濠まで、それも特に認めた専門研究家に限つてをり、また調査も修復の場合のみにおこなふもので、その結果は書陵部紀要に報告してゐる」と述べたことを載せる。

昭和五十五年十月十三日付「一部の史学者たちがまた／古代御陵の公開を要望」（第一面）との見出しの記事は、昭和五十四年十月に清寧天皇陵が、昭和五十五年九月十七日に反正天皇陵が「考古学者の代表」に見学を許可されたことを取り上げた。この内反正天皇陵の見学は、事前に考古学協会から「昨年、清寧天皇陵を我々の強い要望により公開していただき考古学上、歴史上^{（学）}非常に重要な意義があつた。新たに反正天皇陵の公開を九月中旬にお願ひしたい」（要旨）との要望に対して、宮内庁が「十分に検

討して考古学上の対象となるものについては、専門家に対する限定公開はありうる」との方針から許可したものであること、宮内庁では「考古学者から御陵墓の公開要請があったのは事実。しかし、その公開要求に応ずる意思は毛頭なく、ましてや墳丘への立ち入り調査を認めるなど論外。ジャーナリズムなどが好奇心で、清寧陵、反正陵の例を持ち出して全面公開への第一歩などと報じてゐるが、あれはあくまで外堤の改修工事を見せただけ。第一、民家に面してゐる通路側の試掘現場を見学してもらっただけで、御陵墓の公開とは意味が違ふ。今後とも御陵墓内の公開は考へてゐないし、宮内庁の方針・姿勢は不変」（児嶋陵墓課長⁷⁾）と述べたことを載せる。

そして同記事は、「これを機に、学術調査の名のもとに陵墓祭祀の尊厳を崩さうとする一部学者たちの運動がつよまるのでは、との懸念も識者にはある」とし、日本共産党の機関紙『赤旗』昭和五十四年十一月七日付に「今回の調査結果によって清寧天皇と結びつけることも再検討の必要あり」とする記事があることを指摘し、「露骨にその政治的意図を示してゐる」と述べる⁸⁾。

昭和五十九年十月十五日付「陵墓立入り調査問題―発掘調査は常軌逸する考へ―樋口清之」（第四面）は、樋口氏（国学院大学栃木短大学長）の論文を載せたものである。そこで樋口氏は、自らの陵墓についての考えを「陵墓は、被葬者の名が伝へられてゐる墳墓であり、しかも皇室がその御子孫としてこれを信仰祭祀して居られるかぎり、単なる一般の文化財や無縁の荒墓と同じやうに扱って、調査しようなどいふことは常規を逸する考へ」としながらも、近畿地方にある前方後円墳が「文久の修陵」での山

陵修復で旧形が改変された場合があり、「しかもその中の代表例は陵墓もしくは陵墓伝説地に指定されてみて、立入ってその改変をたしかめたり、旧状を明らかにしたりすることが不可能」であるから、「現在比較的穩健な考古学者の中にも陵墓の觀察を希望する人のあるのはこの点から出てゐると思ふ」のであり、「そこで私が思ふのは、短絡的にこれを宮内庁と対立したり数で争ふのではなく、先づ自分らで、江戸末期の修復記録や現地語りつがれてゐる伝承を集めて、立入り調査の必要がない程度の実を収集分析し、それを持ち寄つて検討することこそやるべきことではないかと思ふ。明治以後に万一修補があれば、それは書陵部の協力で事実を教示してもらふことを考へるべきではないかと考へる」とする。

そして樋口氏は、「要するに陵墓に関しては、学究こそ謙虚な態度で、宮内庁と協力して話し合ふべきで、いやしくも他の権威や数の圧力などに頼つて事を行ふことは許されない、と言ふことである。さらに鳥居が建ち、祭祀が行はれ、総理府の監守が守つてゐる陵墓を單なる文化財とか物品だとか考へる者にはこの問題に関わる資格はないといふことも申し添へたいのである」と結ぶ。^⑨

右の『神社新報』の記事は、まずは宮内庁や文化庁の動向の追跡に重点が置かれ、その後、歴史学・考古学関連の学協会による運動が開始されてからは、この運動を自らの対極にあるものと位置付けてこれを批判することに重点が置かれてみるとみることができる。

おわりに

本稿では、昭和二十四年の仁徳天皇陵発掘計画と昭和四十七年の高松塚古墳発掘を手がかりに、『神社新報』の陵墓をめぐる論調をみた。この論調には、全体に、陵墓はまさに天皇による祭祀の対象なのであって文化財としての古墳とは全くその性格を異にする、という揺るぎない認識が中核にある。しかしながら、記事の内容を仔細にみると必ずしもこの点によってのみ『神社新報』にみえる陵墓をめぐる論調が説明し尽くされるのではない。陵墓発掘調査反対の理由はさまざまあるのであり、決してただ一つの理由しかないのではない。

もう一つここで指摘しておきたいことは、昭和四十七年の高松塚古墳の発掘以降の動向をめぐる記事の中で、宮内庁、あるいは文化庁といった国の機関が陵墓についてどのように考えているかについての記事が目立つことである。このことは、昭和二十四年の仁徳天皇陵発掘計画をめぐる記事と比較しても明瞭である。国の機関である宮内庁や文化庁の政策によって陵墓のあり方は決まるのであるから、そこに対してこそ自らの主張を述べ、政策に反映させるべく働きかけるという考え方である。

もちろん、現実に陵墓は宮内庁の独占的な管理の下に置かれている。しかしだからといって、陵墓がどのように位置付けられるべきであるのか、どのように管理されるべきであるのか、また、学術的な調

査はどのようなものが妥当であるのかということについて、広く社会一般に於て議論が展開されること
が何ら妨げられている訳ではない。むしろこの問題について宮内庁が果すべき責務は、国の機関の一つ
として、そのような議論に広く耳を傾けることにあるというべきであろう。そして、その責務が文化庁
にもあるのは当然である。

本稿でみた『神社新報』における論調も含めて、一見終始一貫して不変であるかのような陵墓をめぐ
る論調も、詳細に検討すれば、その拠つて来る所もさまざまであるし、議論の向かう方向も場合によつ
て異なるものである。そのような事柄を総じて把握してこそ、陵墓をめぐるある論調について正確に認
識できたと言ふべきであろう。そのような積み重ねの上にはじめて、新たな陵墓をめぐる論調を構築す
ることができるのである。本稿はそのための一つの基礎作業である。

註

- (1) 表記は『神社新報』の紙面に拠つた。『読売新聞』に掲載された「編集手帖」とは「(中略)」の他、仮名遣い
等異なる部分がある。
- (2) 『神社新報』は『読売新聞』の報道を「誤報」として攻撃するが、その当否の判断は、新史料の発掘を俟つ他
はない。
- (3) 草柳大蔵氏の談話は次の通り。「エヂプトでは、紀元前の王侯の墓を積極的に発掘調査し、人類の歴史研究に

貢献している。御陵の学術調査もできないことを諸外国が知ったら、日本はそんなに未開発国家だったのか、と驚きの目で見られることだろう。近代国家の尊厳のためにも、学術調査に手をつけるべきだ」（『神社新報』昭和四十七年四月十日付「論説御陵発掘調査の論を排す」による）。

(4) 『神社新報』昭和四十七年四月十日付「陵墓の学術調査考へられぬ／＼皇室祖先の祭祀の場」／宮内庁、文化庁が公式見解」との見出しの記事を指す。

(5) 但し、昭和四十四年六月三日は、『陵墓要覧』（昭和三十一年三月、宮内庁書陵部）によれば、「皇后神功皇后」の「式年」にあたる（二七九頁）。

(6) 児嶋弘氏。『神社新報』昭和五十四年八月六日付は「小島陵墓課長」と表記。同月二十日付も同じ。

(7) 『神社新報』昭和五十五年十月十三日付は「児島陵墓課長」と表記。

(8) 『赤旗』一九七九年十一月七日付は「公開された『清寧陵』古墳調査／江戸末期の工事で大幅に変形」（第十面）との見出しの記事（多田治三郎記者の記名記事）を載せ、「『陵墓』古墳の全面公開を」の小見出しのもとに、以下の通り述べる。

この古墳は、前方部がとくに大きいところなどから六世紀に築造されたとみられてきました。が、今回の調査結果によって、もっと古い古墳である可能性も出てきました。そうなると、清寧天皇と結びつけることも再検討の必要もあります。

前方後円墳の規模や形をこまかく分析することで築造時代を解明するなどの研究は、近年いちじるしく発展し、大きな成果をあげています。しかし、白髪山古墳で明らかになったように、江戸時代に大きく変形させられているとなると、現在の墳形を研究資料にすることができず、築造当初の形を復元する研究が必要で、そのためにも、「陵墓」に指定されている古墳の全面的

な公開が必要です。

(9) さて、この樋口氏による「陵墓立入り調査問題」には反論があった。考古学研究会陵墓委員会『神社新報』所載の樋口清之氏の一文について(『考古学研究』第三十一卷第四号、一九八五年三月)(同論文の著者は「考古学研究会陵墓委員会」であるが、『考古学研究』同号によれば、西川宏・天野末喜・高井健司・和田晴吾・渡辺貞幸の各氏が「陵墓」の「委員」である)と、村川行弘『陵墓問題』について(『ヒストリア』第一〇六号、一九八五年四月)である。この内前者についてみると、「一九七〇年になると、これらの古墳(引用註、宮内庁によって陵墓として管理されている古墳)に関するもっと深刻な事態が次々と明らかになってきた」との認識のもとに、「宮内庁自身による一連の『陵墓』整備工事が実施され、古墳そのものの新たな変化が進んでいた。樋口氏もふれておられる幕末の大工事(引用註、『文久の修陵』)のみならず、近年にも宮内庁による大幅な改変が行われていたのである。京都市の『伊予親王巨幡墓』(前方後円墳の後円部の一部を指定)では、宮内庁のこの工事によって粘土部を破壊したという事実すら知られるに至った。一九七〇年の共同声明(引用註、同年五月の十学会による声明『『陵墓』の保護と公開を要求する』)は、まさにこのように事態が深刻化し、破壊事件が多発している中で出された。私たちは声明のなかで、宮内庁に対しては、『陵墓』整備工事をとりやめ、必要な調査や整備は文化財保護に責任をもつ文化庁の手に委ねること、『陵墓』に関する諸資料を公開することなどとともに、『陵墓』の現状をきちんと確認するための学術調査を許可するよう求めたのである」(二〜三頁)と述べる。

【付記】本論文は、平成二十一年度成城大学特別研究助成「歴史教育と文化財の保存・活用をめぐる研究―歴史学・民俗学・教育史の成果を融合させて―」(研究代表者外池昇)の成果の一部で

ある。これは、文化財について考える際に陵墓をめぐる問題が極めて重要であることを鑑み、その上で陵墓をめぐる考え方のひとつとして『神社新報』による論調を取り上げて論じようとしたことによる。